

かすみがうら市における放射線量低減化に向けた除染基準について

平成 24 年 1 月 4 日
かすみがうら市放射線対策本部

【基本的な考え方】

本市では、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、放射線量に対する市民の関心・不安が高まっていることから、空間放射線量について 6 月から測定開始し、市内 40 箇所の公共施設において、毎週 1 回、地上 50 センチメートルもしくは 1 メートルの地点において定点測定を実施している。その結果、これまで市内における空間放射線量は 12 月 21 日時点で毎時 0.13～0.24 マイクロシーベルトであり、日常生活に支障のない値である。

しかし、放射線量の比較的高い箇所（いわゆるホットスポット）が確認され、その対応が問題となっていること、また、市民からも保育所、小中学校、公園等における放射線量を心配される問い合わせも多数寄せられている状況等から、本市においても早急な対応が求められている。

このため、放射線量の低減措置（除染）等の判断基準をここに定めるものである。

【除染の基準】

地表 1 メートル（保育所、児童館、小学校、公園については地表 50 センチメートル）で毎時 0.23 マイクロシーベルト以上。

【毎時 0.23 マイクロシーベルトの考え方】

放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく基本方針では、「汚染状況重点調査地域」や「除染実施計画を定める区域」の指定に関し、追加被ばく線量（自然被ばく線量及び医療被ばくを除いたもの）が、年間 1 ミリシーベルト（毎時 0.19 マイクロシーベルト）以上としている。

本市が使用しているシンチレーション式サーベイメータでは、自然界の大地から受ける放射線量（毎時 0.04 マイクロシーベルト）についても計測してしまうため、 $0.19 + 0.04 =$ 毎時 0.23 マイクロシーベルトを除染基準とした。

【除染方法】

除染については、表土の削り取り、表面被覆（表土と下土の入れ替え含む）、耕起、草刈り（芝、牧草の刈り取り含む）、樹木・灌木の剪定・伐採、落葉・落枝の除去、高圧水等による洗浄、側溝・雨どい等の泥・草・落葉・堆積物除去等の処理を実施する。

除染後に出た土等は敷地内埋設（10～30 センチメートル程度）等を行い、その箇所には表示をする。

【除染の実施主体】

施設管理者や土地所有者とする。

【除染後の効果測定】

除染の効果を確認するため、除染後毎月 1 回程度、管理者等において簡易測定器により再測定する。その結果、毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の値が検出された場合には、状況に応じて再度除染を検討する。